教職員の不祥事根絶を目指して

岡山県内で生徒にわいせつ行為を行った中学校教諭が懲戒免職処分に

女子中生にわいせつ

30代男性教諭を懲戒免職

県教委

県教委は24日、勤務や勉強の相談に応じる中で女子生徒と親密になり、11月にかけて教室内や校外の駐車場に止めた車内などでキスをしたり抱きしめるなどした。教諭は「支えになりたいと思ううちに恋愛感情に近い気持ちになってしまった」と話しているという。

保護者からの訴えで発覚した。

県教委は、監督責任で同校長を戒告の懲戒処分にした。また、同教委は、生徒とメール交換することを原則禁止しているが、教諭は女子生徒とメールで連絡を取っており、県立学校や市町村教委に対して全教員に徹底するよう文書で要請した。

県教委によると、教諭は今年3月、部活動

山陽新聞（平成25年12月25日）

【教育相談体制の再確認を】

勉強や人間関係等児童生徒の悩みを理解し、解決への取組を進める上で教育相談活動の充実は不可欠です。

しかし教育相談を受ける中で、児童生徒に対し恋愛感情を抱くようになったり、不適切な行為に及んだりするケースも見られます。各校でもう一度***教育相談体制の確認***を行いましょう。

【電話やメールのやり取りの禁止】

教職員と児童生徒との携帯電話・電子メールのやり取りは***原則として禁止***です！携帯使用のルールも徹底しましょう。

校内で再チェック

- □児童生徒や保護者とメールを通じて不適切なかかわり方をしていないか。
- □相談や個別指導を行う際に時間と場所を上司や同僚に告げているか。
- □密室となる場所で相談を受ける時は複数の教職員で行う等の体制がとられているか。
- □会議室や準備室が特定の教職員の個室的な使われ方をしていないか。
- □普段から風通しの良い職場づくりや不祥事防止の研修に努め組織として不祥事を防止する取組がなされているか。

県内のわいせつ行為による教職員の処分件数

（岡山市含）

- ○平成24年度・・・４件
- ○平成23年度・・・７件
- ○平成22年度・・・２件
- ○平成21年度・・・４件

教職員のわいせつ行為が繰り返されています